

議案第55号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者対策として介護保険料を改正するため。

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「令和元年度及び」を削り、「25,450円」を「20,360円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「25,450円」を「20,360円」に、「42,410円」を「33,930円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「25,450円」を「20,360円」に、「49,200円」を「47,500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の石岡市介護保険条例第8条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条第2項の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。